

入札参加者用

宮城県建設関連業務総合評価落札方式 （簡易型・標準型）の手引き

令和 7 年 4 月 1 日

宮 城 県

目次

第1章 建設関連業務総合評価方式の概要

1-1	総合評価方式の選択	1
1-2	適用の意義	1
1-3	宮城県における入札契約方式における技術力評価のしくみ	2
1-4	総合評価方式適用の区分	3

第2章 実施手順

2-1	建設関連業務総合評価方式（簡易型・標準型）実施手順	8
-----	---------------------------	---

第3章 総合評価落札方式（簡易型・標準型）における審査評価

3-1	総合評価算定基準	9
3-2	総合評価技術資料作成要領	16
3-3	評価項目の錯誤及び虚偽の判断基準の例	29
3-4	価格以外の評価項目における評価基準	30

第4章 評価内容の担保

第5章 中立かつ公正な審査・評価の確保（学識経験者）

第6章 技術提案に関する秘密の保持

第7章 入札及び契約の過程に関する苦情処理

第8章 評価結果等の公表

第1章 建設関連業務総合評価方式の概要

1-1 総合評価方式の選択

(1) 入札方式の概要

●総合評価落札方式（標準型又は簡易型）

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比べて、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。

●プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合に用いられる。

●その他

その他の業務においても、一定の資格・成績等を有することを入札参加条件として最低限の品質を確保したうえで、価格競争を行う。

(2) 総合評価方式について

●標準型

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める課題を示し、課題に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。

●簡易型（実施方針型）

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。

●簡易型（実績重視型）

総合評価落札方式を選定した場合において、標準型及び簡易型（実施方針型）以外の場合、実績重視型を適用する。

1-2 適用の意義

総合評価落札方式の適用により、より必要な技術的能力を有する者が履行することとなり、業務の品質の確保や向上が図られ、成果の品質の向上・新技術の導入・効率的な業務の履行・設計ミスの未然防止等による総合的なコストの縮減、環境対策、労働福祉対策が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な企業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、適切な公共調達の執行環境が整備されることも期待される。

1-3 宮城県における入札契約方式における技術力評価のしくみ

1. 当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる業務であるか否か。

期待できない

2. 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務であるか否か。

期待できない

期待できる

期待できる

3. 当該業務の実施方針以外に、課題に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務であるか否か。

期待できない

期待できる

価格競争

4. 実施方針を求めることによって、品質向上を期待できる業務であるか否か。

期待できない

期待できる

標準型

プロポーザル

簡易型（実績重視型）

簡易型（実施方針型）

総合評価落札方式

◆企業及び技術者の実績を評価
○企業評価（資格実績等、業務の品質、社会的責任）
○技術者評価（資格実績等、専任性）

企業評価 24点
技術者評価 28点

◆業務の理解度や実施手順等を評価
○実施方針（業務理解度、実施手順、業務提案）

実施方針 25点

◆技術提案を評価
○各課題等について評価（整合性、的確性、実現性、独創性）

技術提案 50点

◆価格評価点
○各業務に応じて満点の入札率が変動

価格評価 50点

◆総合評価点の算出
◆裏付け資料の確認（落札候補者のみ）
・入札時提出データの記入内容が適正であると判断できる資料の審査確認（業者及び配置管理技術者の同種業務の経験、業務成績、技術提案など）
・必要に応じて、配置管理技術者のヒアリング

標準型 177点
簡易型（実施方針型）127点
簡易型（実績重視型）102点

業務完了後の履行確認（業務成績評定）

1－4 総合評価方式適用の区分

(1) 総合評価落札方式の適用区分について

総合評価落札方式の適用にあたり、各方式を選定する際の基本的な考え方は下記のとおりとする。

●標準型

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める課題を示し、課題に関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。

●簡易型（実施方針型）

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合に適用する。

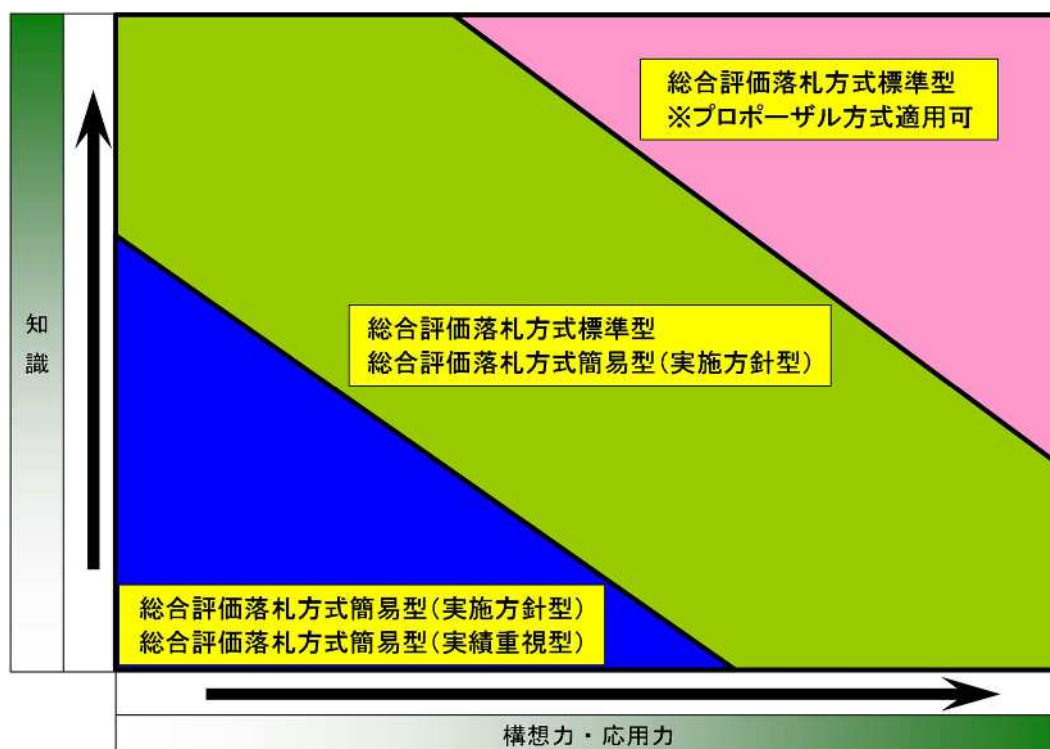
●簡易型（実績重視型）

総合評価落札方式を選定した場合において、標準型及び簡易型（実施方針型）以外の場合、実績重視型を適用する。

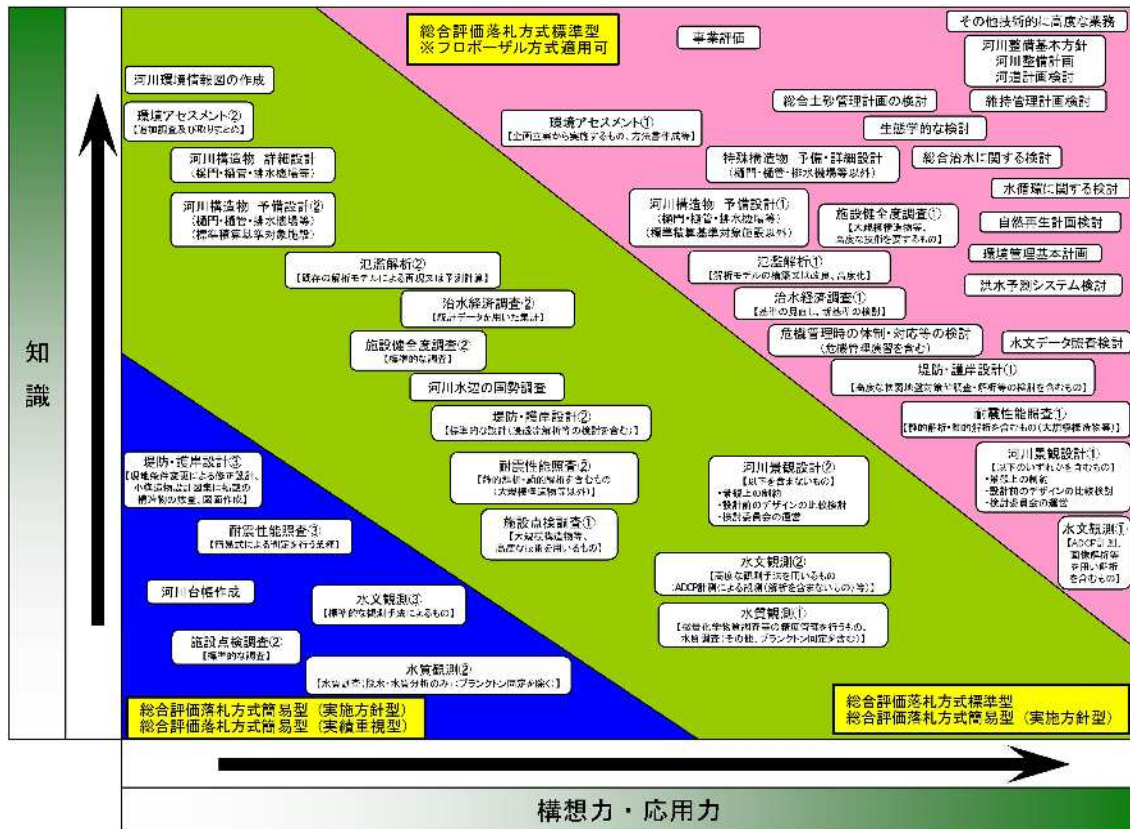
(2) 標準的な業務内容に応じた発注方式事例について

標準的な業務内容を「知識」と「構想力・応用力」に応じて各事業毎に分類した発注方式の選定例を示す。実際の適用にあたっては、業務内容及び求める品質により執行者が判断する。

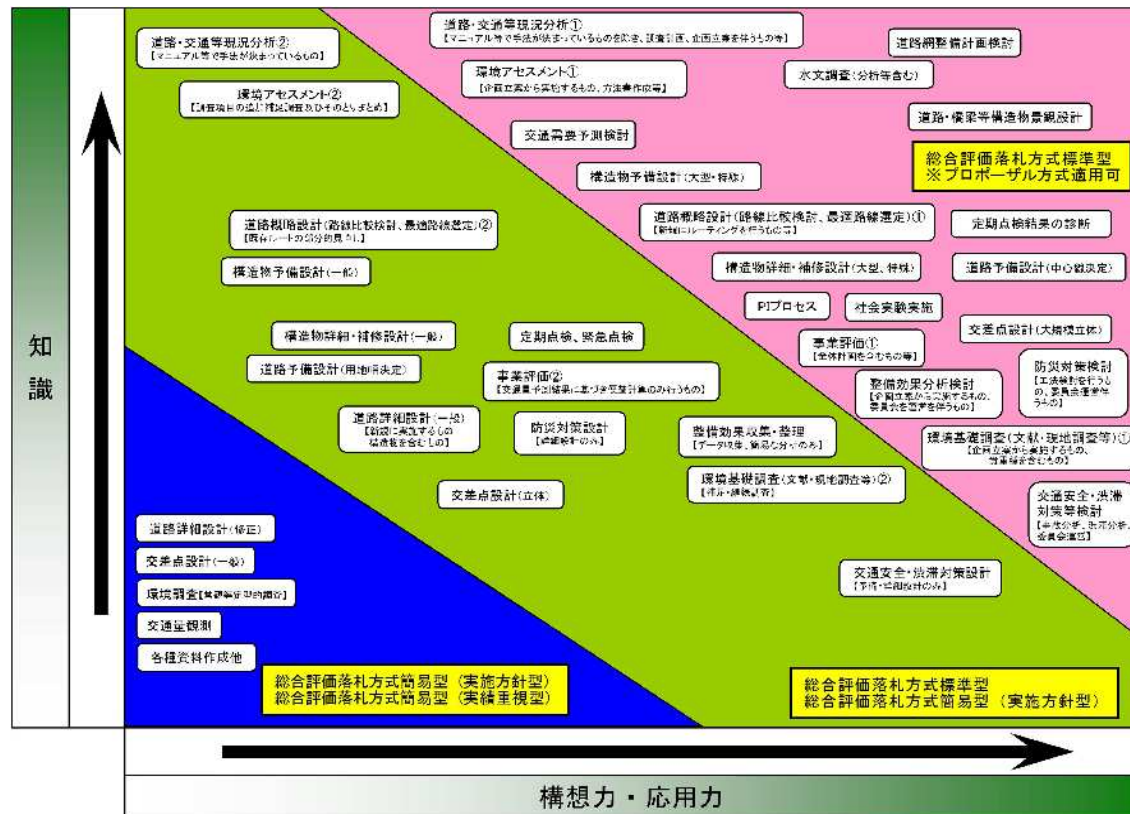
【凡例】



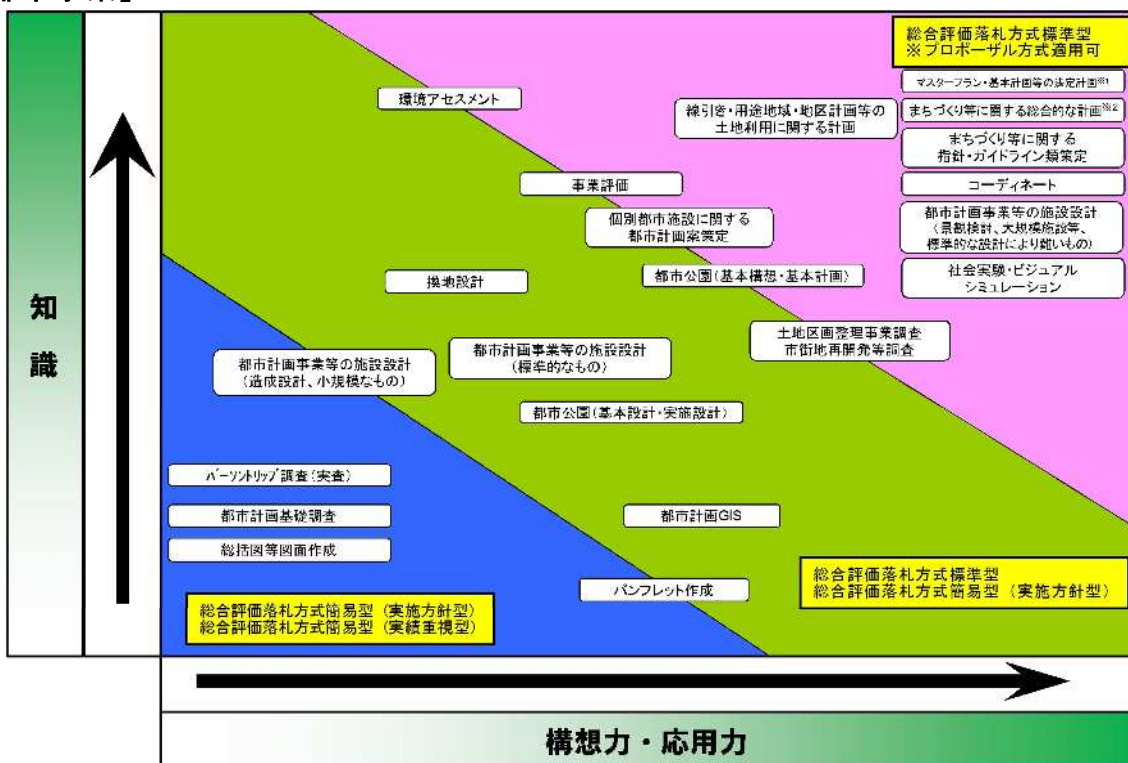
【河川事業】※海岸事業・砂防事業は本表に準じて選定する。



【道路事業】



【都市事業】

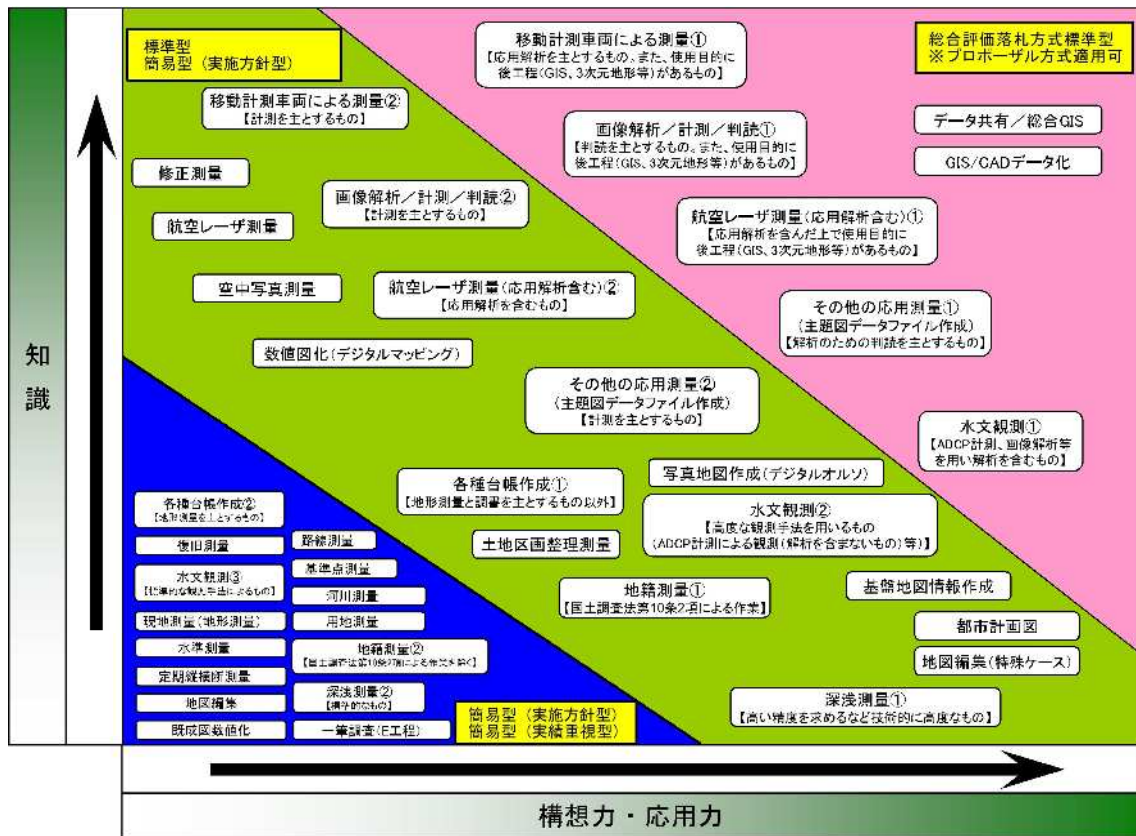


※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再生整備方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン、戦後、市街地整備に関する戦後（大街区化等）、都市の観光・環境（低炭素都市づくり等）、防災等に関する基本的な計画 等

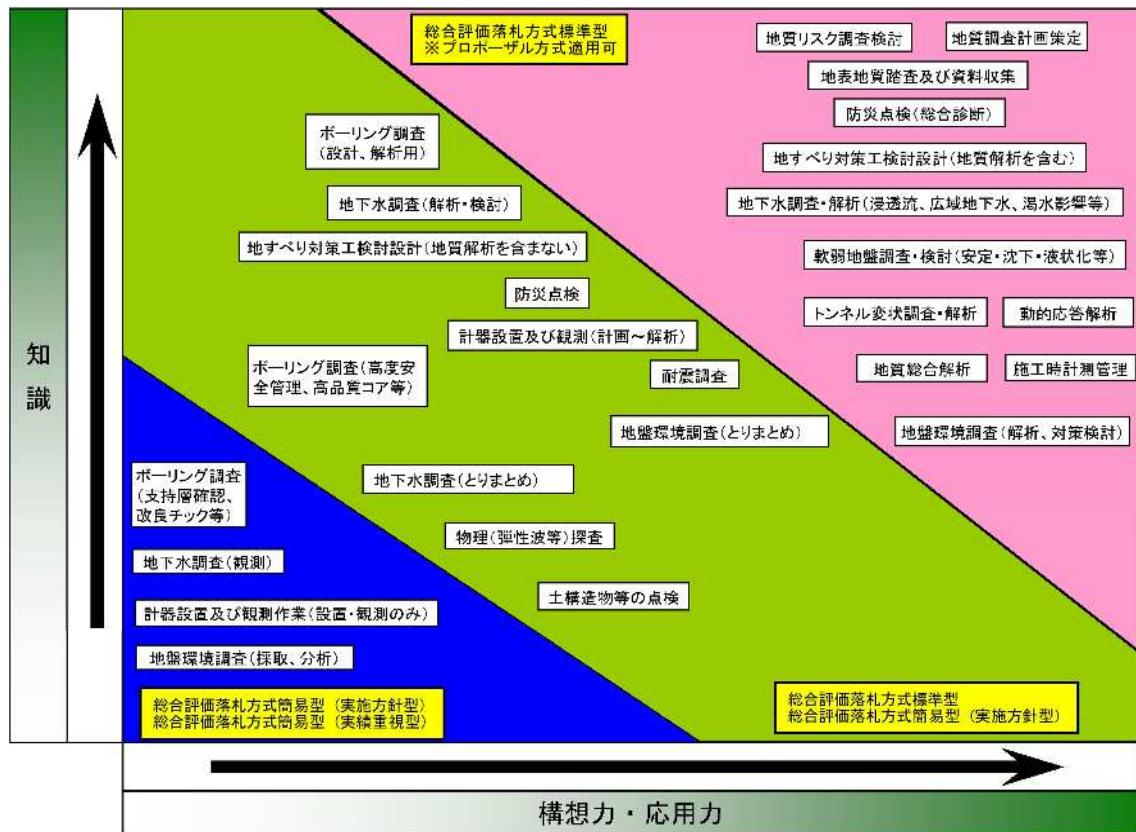
【下水道事業】



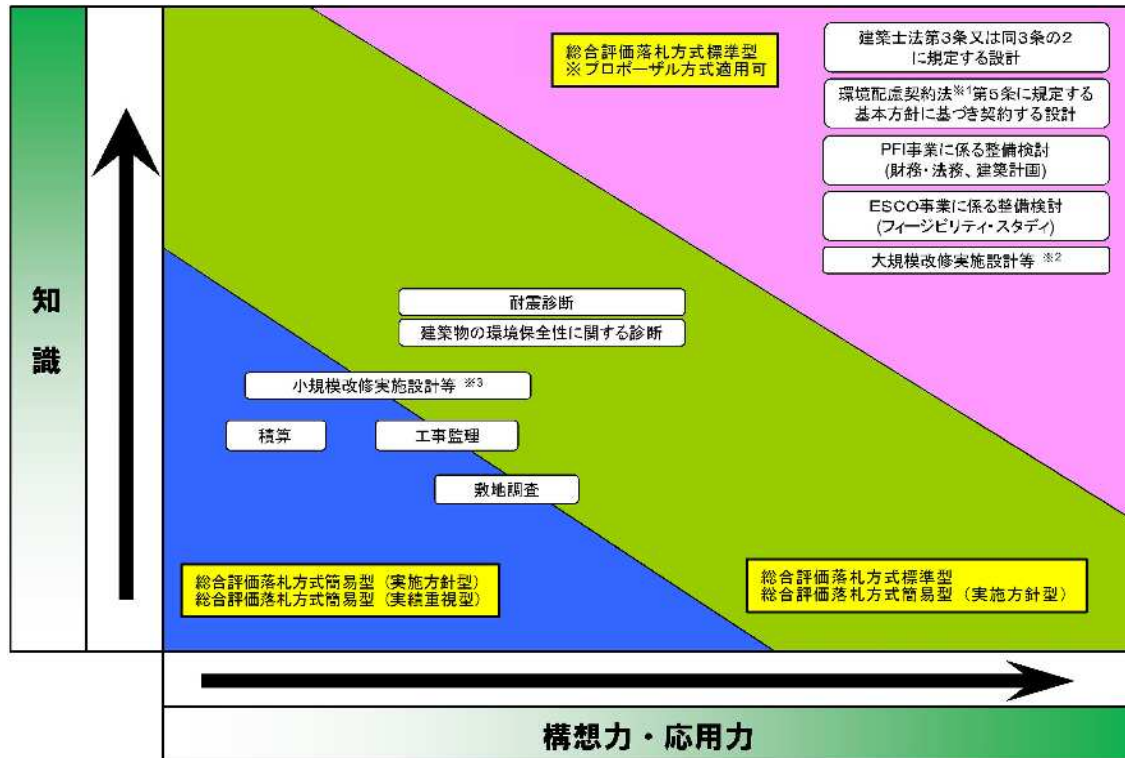
【測量調査】



【地質調査】



【建築】

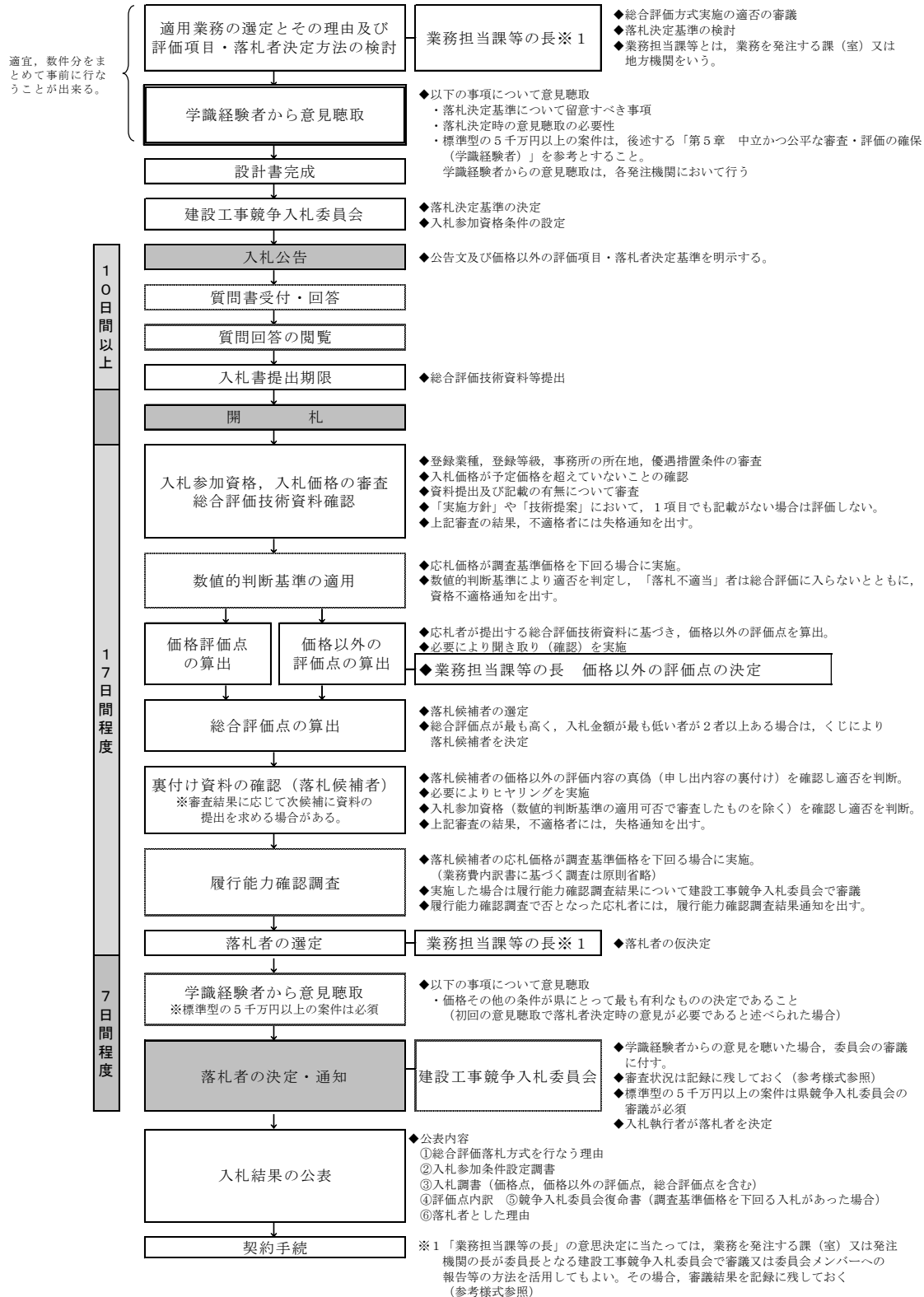


※1 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)
 ※2 耐震改修実施設計、大規模な改修実施設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある実施設計
 ※3 ※2以外の実施設計
 ※4 設計競技方式については上図によらないものとする

第2章 実施手順

2-1 建設関連業務総合評価方式（簡易型・標準型）実施手順

総合評価落札方式（簡易型・標準型）を実施する場合の標準的な手順は次のとおりとする。所要日数については業務の内容に応じて適宜短縮可能とする。



第3章 総合評価落札方式（簡易型・標準型）における審査評価

3-1 総合評価算定基準

1 総合評価点の算定方法

（１）総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものを対象に行う。

ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でないもの。

イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という）を提出したもの。

ウ 入札価格が予定価格の範囲内の価格もの。

エ 入札価格が調査基準価格を下回る場合、履行能力確認調査における数値的判断基準で失格とならないもの。

（２）価格評価点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

ア 価格評価点

簡易型・標準型 50.00点

イ 価格以外の評価点

簡易型（実績重視型） 52.00点

簡易型（実施方針型） 77.00点

標準型 127.00点

ウ 総合評価点

簡易型（実績重視型） 102.00点

簡易型（実施方針型） 127.00点

標準型 177.00点

※評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。

2 価格評価点の算定方法

（１）価格評価点は、以下の式により算定する

価格評価点の満点を50点とし、各入札者の価格評価点は、以下により算出する。

①満点入札率（A）は、調査基準価格の95%の入札率を満点とする。

$$A(\%) = \text{業務毎に算定される調査基準価格} \times 0.95 \div \text{設計額} \times 100$$

②価格評価点（Y）は、調査基準価格の95%の入札率を満点（50点）、予定価格の100%を0点とする2点を通る楕円の式により算出する。

・（A% < 入札率 ≤ 100%）の場合

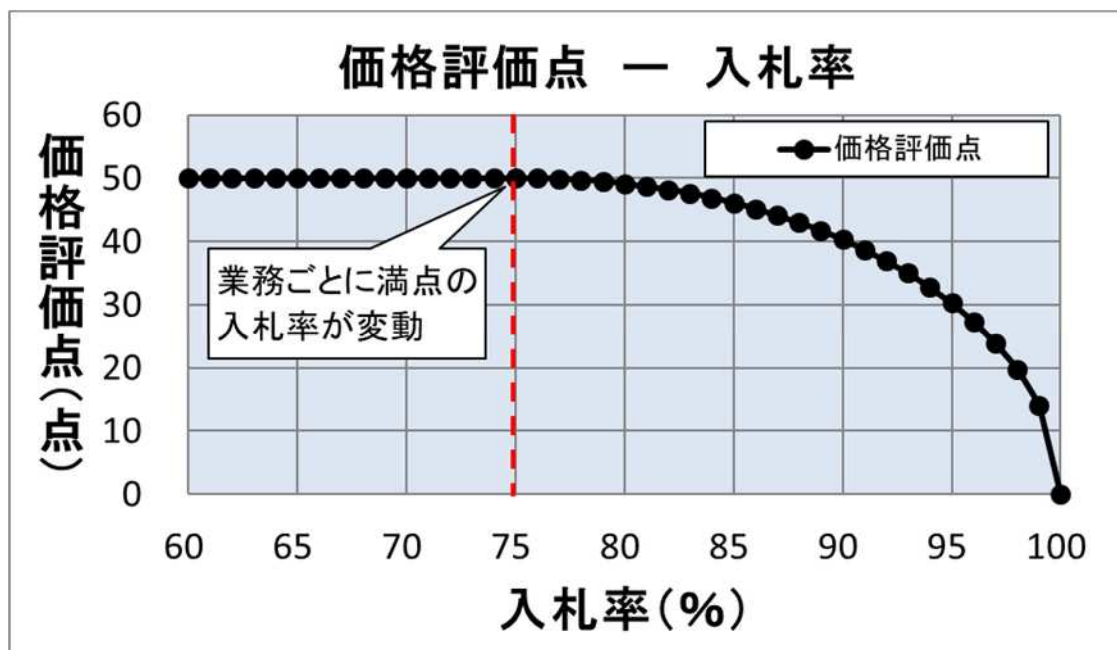
$$Y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$$

・（A% ≥ 入札率）の場合（レベル区間）

入札率A%以下は、価格評価点は満点の50点で一定とする。

（x：入札率－A， a：100－A， b：50とする。）

(2) 価格評価点算定グラフ



3 価格以外の評価点の算定方法

(1) 価格以外の評価点

価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、別紙（様式一簡1または標1）の価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

(2) 総合評価技術資料の提出が無い者の取り扱い

総合評価技術資料の提出が無い者は無効とする。

(3) 総合評価技術資料に記載の無いものの取り扱い

・無効とする場合

簡易型・標準型：実施方針で1つ以上の課題に全く記載が無い場合（課題4を除く）

標準型：技術提案で1つ以上の課題に全く記載が無い場合

・不適切（マイナス評価）とする場合

簡易型・標準型：実施方針や技術提案において、課題と異なる内容の記載や、意味のない内容の記載の場合「不適切」とする。

(4) 企業評価、技術者評価に関する評価

企業評価、技術者評価に関する評価は入札者の申告を最大点とし、以下の取り扱いにより発注者が行う修正評価は減点措置のみとする。

(5) 虚偽の申告による入札の取り扱い

虚偽の申告とは、故意に入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合とする。

ただし、入札書提出後に「不誠実な行為」に該当する要件が生じて措置を受けた場合を除く。

(6) 錯誤の申告の取り扱い

錯誤の申告とは、入力ミスや判断ミスで、入札参加者が有している実績と異なった内容で申告をした場合とする。

※1 錯誤又は虚偽の判断については、別紙「3-3 評価項目の錯誤及び虚偽の判断基準の例」を参照のこと。

※2 「様式一標1」または「様式一簡1」と「参考資料-1」との申告内容が異なっている場合及び「参考資料-1」に記載されている実績が要件を満たさない場合には、別途、要件を満たす実績資料が提出されれば、それをもって申告内容の裏付け資料とすることが出来るものとする。

(7) 不誠実な行為の有無の取り扱い

公告日の翌日以降落札者の仮決定（建設工事競争入札委員会開催日）までの間に、不誠実な行為に伴う書面による改善指示がなされた場合は、業務執行者が減点措置を講じて再評価するものとする。

4 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定

入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

(2) 総合評価点が高点の場合の取り扱い

総合評価点が高点者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者の確認審査

落札候補者から提出された実績資料等に基づき、落札候補者の価格以外の評価内容の真偽（申し出内容の裏付け）を確認し、適否を判断する。落札候補者の価格以外の評価点の修正評価は、3（4）～（7）によるものとする。

(4) 配置する技術者に対するヒアリング

落札候補者の確認審査にあたり、必要に応じて配置する技術者に対するヒアリングが出来るものとする。その場合、例えば以下の項目について確認する。

- ・配置する技術者の経歴、資格
- ・同種業務の経験の有無
- ・同種業務の履行実績として挙げた業務の概要、特に留意した点・工夫した点
- ・当該業務の履行上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該業務に関する質問の有無等

(5) 調査基準価格を下回る入札について

調査基準価格を下回る入札価格の落札候補者については、履行能力確認調査を行った上で適否を判断する。

(6) 落札者の決定

(3) 及び入札参加資格の確認、及び(5)の履行能力確認調査の結果、落札者として適当と認める場合は、落札者とみなす。

(7) 配置する技術者の取り扱い

- ・配置する管理技術者の変更は原則認めない。（若手技術者又は女性技術者の育成のために専任で補助する技術者（以下「管理補助技術者」という）を含む）

（契約前） 入札時に申告した管理技術者を配置出来ない場合は契約できないこととなる（契約辞退）。

（契約後） 契約締結後、管理技術者の死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、業務完了時の評価内容の履行確認において、新たな管理技術者について再評価を行い、変更前の管理技術者の評価結果を下回る場合については、業務成績評定において、主任調査員及び総括調査員の「取組姿勢」の評価を最低点として評価する。（再評価の基準日は配置技術者が変更となった時点。）（「第4章 評価内容の担保」参照）

ただし、管理技術者本人の妊娠・出産により変更せざるを得なくなった場合及び管理補助技術者の変更が無い場合は再評価を要しない。（業務成績評定の減点対象としない。）

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の罹患（死亡も含む。）により変更せざるを得なくなった場合も、当分の間、再評価を要しないものとする。（業務成績評定の減点対象としない。）

価格以外の評価項目一覧

【簡易型（実績重視型）】

評価の視点			評価項目	配点	倍率	評価点
企業 評価	資格・実績等	専門技術力	過去10年度の同種業務の実績	10	0.2	2
			過去5年間の業務成績評定（同業種の平均点）	10		2
			過去5年度の業務表彰の実績	10		2
	業務の品質	品質管理	ISO9001認証の取得	10		2
		情報収集力	過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績	10		2
	社会的責任	地域貢献	過去2年度の会社としてのボランティア活動の実績	10		2
			防災協定締結の有無	10		2
			過去2年度の県内での災害時における地域貢献の実績	10		2
		環境対策	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	10		2
		労働福祉	障害者雇用状況	10		2
		働き方改革	「女性のチカラを活かす企業」認証の取得	10		2
		地理的条件		当該業務箇所の管内に本社・本店が10年以上所在		10
	業務実施体制		再委託状況	-30～0		-6～0
	事故及び不誠実な行為		過去1年以内の指名停止または文書警告	-30～0		-6～0
	小計			120		
技術 者 評価	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	20	0.2	4
			技術者の継続的学習状況	20		4
		専門技術力	過去10年度の同種業務の実績	20		4
			過去5年度に担当した同種業務の成績（最高点）	20		4
			過去5年度に担当した業務の表彰の実績	20		4
			過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績	20		4
	情報収集力		過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績	20		4
	専任性		手持ち業務数	20		4
小計			140		28	
合計			260		52	

（備考）

1. 価格以外の評価点＝配点（得点）×倍率とする。
2. 価格以外の評価点は、入札者の自己申告調書により評価する。
3. 落札候補者（総合評点の最高得点者）が決定した段階で、落札候補者のみから確認資料の提出を求める。
4. 虚偽の申告による入札は無効とする。

【簡易型（実施方針型）】

評価の視点			評価項目	配点	倍率	評価点
企業 評価	資格・実績等	専門技術力	過去10年度の同種業務の実績	10	0.2	2
			過去5年間の業務成績評定(同業種の平均点)	10		2
			過去5年度の業務表彰の実績	10		2
	業務の品質	品質管理	ISO9001認証の取得	10		2
		情報収集力	過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績	10		2
	社会的責任	地域貢献	過去2年度の会社としてのボランティア活動の実績	10		2
			防災協定締結の有無	10		2
			過去2年度の県内での災害時における地域貢献の実績	10		2
		環境対策	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	10		2
		労働福祉	障害者雇用状況	10		2
		働き方改革	「女性のチカラを活かす企業」認証の取得	10		2
		地理的条件		当該業務箇所の管内に本社・本店が10年以上所在		10
	業務実施体制		再委託状況	-30～0		-6～0
	事故及び不誠実な行為		過去1年以内の指名停止または文書警告	-30～0		-6～0
	小計			120		
技術 者 評価	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	20	0.2	4
			技術者の継続的学習状況	20		4
		専門技術力	過去10年度の同種業務の実績	20		4
			過去5年度に担当した同種業務の成績(最高点)	20		4
			過去5年度に担当した業務の表彰の実績	20		4
		情報収集力	過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績	20		4
	専任性		手持ち業務数	20	4	
	小計			140		28
実 施 方 針	業務理解度	業務の目的	業務の目的と設計条件の理解度	40	0.25	10
		設計条件				
	実施手順	業務実施手順	業務実施手順の妥当性等	20		5
	業務提案	業務の手法	照査における具体の手法・工夫等	20		5
		その他	有益な代替案や重要事項の指摘等	20		5
小計			100		25	
合計				360		77

(備考)

1. 価格以外の評価点＝配点(得点)×倍率とする。
2. 価格以外の評価点は、入札者の自己申告調書(実施方針を除く)により評価する。
3. 落札候補者(総合評点の最高得点者)が決定した段階で、落札候補者のみから確認資料の提出を求める。
4. 虚偽の申告による入札は無効とする。

【標準型】

評価の視点			評価項目	配点	倍率	評価点	
企業 評価	資格・実績等	専門技術力	過去10年度の同種業務の実績	10	0.2	2	
			過去5年間の業務成績評定(同業種の平均点)	10		2	
			過去5年度の業務表彰の実績	10		2	
	業務の品質	品質管理	ISO9001認証の取得	10		2	
		情報収集力	過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績	10		2	
	社会的責任	地域貢献	過去2年度の会社としてのボランティア活動の実績	10		2	
			防災協定締結の有無	10		2	
			過去2年度の県内での災害時における地域貢献の実績	10		2	
		環境対策	ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	10		2	
		労働福祉	障害者雇用状況	10		2	
		働き方改革	「女性のチカラを活かす企業」認証の取得	10		2	
	地理的条件		当該業務箇所の管内に本社・本店が10年以上所在	10			2
	業務実施体制		再委託状況	-30～0			-6～0
	事故及び不誠実な行為		過去1年以内の指名停止または文書警告	-30～0			-6～0
	小計			120			24
技術 者 評価	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	20	0.2	4	
			技術者の継続的学習状況	20		4	
		専門技術力	過去10年度の同種業務の実績	20		4	
			過去5年度に担当した同種業務の成績(最高点)	20		4	
			過去5年度に担当した業務の表彰の実績	20		4	
			過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績	20		4	
	専任性		手持ち業務数	20		4	
	小計			140		28	
実 施 方 針	業務理解度	業務の目的	業務の目的と設計条件の理解度	40	0.25	10	
		設計条件					
	実施手順	業務実施手順	業務実施手順の妥当性等	20		5	
	業務提案	業務の手法	照査における具体の手法・工夫等	20		5	
		その他	有益な代替案や重要事項の指摘等	20		5	
小計			100		25		
技 術 提 案	全体			50	0.5	25	
	業務提案			50		25	
	小計			100			50
合計				460		127	

(備考)

1. 価格以外の評価点＝配点(得点)×倍率とする。
2. 価格以外の評価点は、入札者の自己申告調書(実施方針及び技術提案を除く)により評価する。
3. 落札候補者(総合評点の最高得点者)が決定した段階で、落札候補者のみから確認資料の提出を求める。
4. 虚偽の申告による入札は無効とする。

3-2 総合評価技術資料作成要領

1 入札参加時

入札参加者は「宮城県建設工事等総合評価支援システム」（以下「システム」とする。）により提出資料を作成し提出するものとする。

システムの操作方法是、「宮城県建設工事等総合評価支援システム操作マニュアル」によるものとする。提出資料は、『総合評価技術資料』と『参考資料－1』からなっている。

システムによる入力項目は、以下の通りとする。

[総合評価技術資料及び参考資料]

システム入力画面名称		発注者が出力する様式番号	入札参加者が画面より入力する項目		
			標準型	簡易型	
				実施方針型	実績重視型
基本事項		－	○	○	○
価格以外の評価項目及び評価基準		様式－標（簡） 1	○	○	○
実施方針	実施方針	様式－2	○	○	－
	実施方針（別紙）	様式－2 a	○	○	－
	工程表	様式－2 b, 2 c	○	○	－
技術提案		様式－3 a	○	－	－
資格・実績／社会的責任 ／地域貢献の状況		参考資料－1	○	○	○

『参考資料－1』とは、入札参加時において、入札参加者が技術資料を作成する際の取りまとめる資料として活用する。技術資料（様式）に入力された内容と参考資料－1でくいちがいがある場合は技術資料（様式）を優先する。総合評価技術資料は、当該業務の管理技術者が自らの責任において作成することが必要である。提出資料は、『総合評価技術資料登録』画面から各登録画面へ画面遷移するので入力し登録する。

2 落札候補者となった時

落札候補者となった者は以下の書類を提出すること。

イ 企業評価関連

- ・財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRIS（テクリス）測量調査設計業務実績情報システムの完了時業務カルテの写し
- ・実績が確認できる契約図書（写し）
- ・業務成績考査結果通知書（写し）
- ・同業種の表彰状の写し（同業種は測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の5業種とする。）、東北地方整備局及び東北農政局発注業務の場合は類似業種の「表彰状の写し」に加え、表彰された業種が確認できる契約図書の写し、JVとしての表彰実績の場合は協定書の写し
- ・ISO9001及び14001、みちのくEMS認証取得に係る登録証及び付属書の写し（入札参加登録時と変更があった場合）
- ・障害者雇用状況報告書（報告義務企業において、入札参加登録時と変更があった場合）
- ・「女性のチカラを活かす企業」の認証書の写し（入札参加登録時と変更があった場合）
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）の写し

- ・ボランティア活動の実績として、公的機関からの感謝状、証明書、報告書や第三者の評価（新聞の切り抜き）等、企業として参加を証明する資料
- ・県との防災協定書の写し。入札参加者が所属している団体が防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類
- ・災害時地域貢献についての県の証明書（公印又は担当職員2名の記名押印）ただし、協定等に基づく有償の場合は、県の証明書に代え、県からの要請の写し、当該団体に加入していることを証する書類、契約書の写しを提出

ロ 配置技術者評価関連

- ・財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）のTECRIS（テクリス）測量調査設計業務実績情報システムの完了時業務カルテの写し。
- ・実績が確認できる契約図書（写し）
- ・登録証等（写し）
- ・業務成績考査結果通知書（写し）
- ・同業種の表彰状の写し（同業種は測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の5業種とする。）、表彰された業種が確認できる契約図書の写し、JVとしての表彰実績の場合は協定書の写し
- ・各団体の発行する継続教育（CPD）の証明書（写し）

ハ その他

- ・発注者が指示する書類

3 記載内容に関する留意事項

基本事項

入札参加承認番号、会社名、記入者名（配置する管理技術者）、管理補助技術者を配置する場合は補助対象者の氏名・年齢・性別を入力する。ここで入力された項目は各様式で利用されるので正確に記載すること。

価格以外の評価項目及び評価基準（様式一簡1，様式一標1）

評価の視点の企業評価（資格・実績等、業務の品質、社会的責任及び業務実施体制）は、評価項目に対する評価基準値を1つ選択する。

技術者評価（資格・実績等及び専任制）は、各評価項目に対する評価基準値を1つ選択する。

実施方針（様式－2）

課題（1～4）への具体的な内容の入力については「価格以外の評価項目における評価基準」に基づき記載すること。

記載にあたっては、文章での表現とし、図や写真を添付せず、様式－2内で完結させること。内容が多岐にわたり様式内で記載することができない場合は様式－2 a に記載して添付できることとするが、所定の文字数で表現することも技術力の一つであるので、様式－2で完結させることが望ましい。

業務工程表（様式－2 b，様式－2 c）

①発注時の履行期間内で、本業務の概略の工程（初回打合から納品まで）を記載する。

なお、入札公告に履行期限の変更予定が記載されている場合は、その期間内とする。

②工程表は、バーチャートとし、工程表画面から入力を行う。

③様式－2 c には、工程表のクリティカルや業務実施手順の考え方などについて簡潔な説明を記載する。

技術提案（様式－３a）

発注者から設定された課題について記載する。与えられた課題すべてにおいて不適切評価の場合、又は１つでも記載が無い場合は失格となるので注意すること。

記載にあたっては、文字入力のみとし、図や写真を添付せず、様式内で完結させること。

※実施方針及び技術提案は文書表現のみとする。何らかの方法で図や写真を用いた資料を添付しても評価の対象としない。

「参考資料－１」

資格・実績／社会的責任／地域貢献の状況

当評価項目の要件等は本手引き「第３章総合評価落札方式（標準型・簡易型）における審査評価－価格以外の評価項目における評価基準」による。

（１）企業評価

１）資格・実績等

①専門技術力（過去 10 年度の同種業務の実績）

過去 10 年度の同種業務の実績の条件を満たす業務について記載する。

同種業務の具体的な条件については、「同種業務の条件」欄に記載しているものとする。

②専門技術力（過去 5 年間の業務成績評定（同業種の平均点））

同業種の条件を満たす業務の過去 5 年間の平均点を記載する。

③専門技術力（過去 5 年度の業務表彰の実績）

同業種の条件を満たす業務の過去 5 年度の表彰実績を記載する。

２）業務の品質

①品質管理（ISO9001 認証の取得状況）

取得していれば有りを選択する。

②情報収集力（過去 5 年度の当該業務箇所周辺での業務実績）

業務実績の有無を入力

有の場合は、業務名称から業務概要まで入力する。

３）社会的責任

①地域貢献（過去 2 年度の企業ぐるみのボランティア活動の実績）

過去 2 年度の会社としてのボランティア活動の実績について最大 2 件記載できる。

実績内容並びに施工地（市町村名）を記入する。

②地域貢献（防災協定締結の有無）

入札公告日における県との防災協定締結の有無について記載する。

③地域貢献（過去 2 年度の県内での災害時における地域貢献の実績）

過去 2 年度の会社としての県内での災害時における地域貢献の実績について記載する。

④環境対策（ISO14001 認証等の取得状況）

ISO14001 または「みちのく EMS」を認証取得していれば、有りを選択する。

⑤労働福祉（障害者雇用）

障害者雇用について、以下のいずれかを選択する。

「評価項目及び評価基準」

- ・法定雇用義務未達成又は、障害者雇用無し
 - ・法定雇用義務が無い企業で障害者雇用が1人以上ある（加点）
 - ・法定雇用義務がある企業で障害者雇用の法定雇用義務を達成（加点）
- 「達成状況及び障害者雇用人数」
- ・有（達成）
 - ・有（未達成）
 - ・無 ※無を選択した場合、障害者雇用人数を入力する。

⑥働き方改革（女性のチカラを活かす企業の取得状況）

「女性のチカラを活かす企業」を認証取得していれば、有りを選択する。

4）地理的条件

- ・当該業務の入札公告日において、建設関連業務入札参加登録に届け出のある本社・本店が当該業務箇所を所管する土木事務所、地域事務所の管内企業が管外企業を選択する。
- ・管内企業の場合、入札公告日時点の所在年数を入力する。

5）業務実施体制

再委託状況

- ・再委託を予定している業務内容と再委託額を記載する。
- ・再委託業務が2件以上ある場合は、金額の最も大きい業務を上段に記載し、その他の業務の金額を合計し、下段に「その他業務」として記載すること。

（2）技術者評価

管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者を評価対象者としシステム入力すること。（ただし、専任性（手持ち業務数）の評価項目については、若手技術者又は女性技術者の実績とする。）

1）資格・実績等

①資格要件（技術者資格等）

求める技術者資格の分野に基づき、配置管理技術者の技術者資格を記載する。
資格の記載は該当する資格の欄に、分野、登録番号、取得年月日を記載する。

②資格要件（技術者の継続的学習状況）

技術者の継続的学習状況について記載する。
団体名、推奨単位数及び取得単位数を記載する。

③専門技術力（過去10年度の同種業務の実績）

過去10年度の同種業務の実績について1件記載する。

④専門技術力（過去5年度に担当した同種業務の成績）

過去5年度に担当した同種業務の最高得点を記載する。

⑤専門技術力（過去5年度に担当した業務の表彰の実績）

過去5年度に担当した同業種の表彰実績を記載する。

- ⑥情報収集力（過去 5 年度の当該業務箇所, 周辺での業務実績）
業務実績の有無を入力
有の場合は，業務名称から業務概要まで入力する。

2) 専任性

- ⑦専任性（手持ち業務数）
自己申告により管理技術者としての当該業務を含めた手持ち業務の件数を記載する。

(様式一標1)

価格以外の評価項目及び評価基準

業務番号	
業務名	
会社名	
技術者名	

評価の視点		評価項目	評価基準値	評価			
				満点	得点	倍率	評点
企業評価	資格・実績等	専門技術力(過去10年間の同種業務の実績)	0 実績無し	2	0	0.2	0
		専門技術力(過去5年間の業務成績評定(同業種の平均点))	0 過去5年間の同業種の成績が80点未満または実績なし	2	0	0.2	0
		専門技術力(過去5年間の業務表彰の実績)	0 表彰実績なし	2	0	0.2	0
	業務の品質	品質管理(ISO9001認証の取得)	0 認証未取得	2	0	0.2	0
		情報収集力(過去5年間の当該業務箇所周辺での業務実績)	0 過去5年以内の実績なし	2	0	0.2	0
	社会的責任	地域貢献(過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績)	0 実績無し	2	0	0.2	0
		地域貢献(防災協定締結の有無)	0 県との防災協定の締結なし	2	0	0.2	0
		地域貢献(過去2年間の県内での災害時における地域貢献の実績)	0 実績無し	2	0	0.2	0
		環境対策(ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得)	0 認証未取得	2	0	0.2	0
		労働福祉(障害者雇用状況)	0 障害者雇用を義務づけられている企業:法定雇用義務未達成 障害者雇用の義務のない企業:雇用障害者数0人	2	0	0.2	0
		働き方改革(「女性のチカラを活かす企業」認証の取得)	0 認証未取得	2	0	0.2	0
	地理的条件	当該業務箇所の管内に本社・本店が10年以上所在	0 業務箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年未満所在または所在なし	2	0	0.2	0
	業務実施体制	再委託状況	0 該当なし	0	0	0.2	0
	事故及び不誠実な行為	過去1年以内の指名停止または文書警告	0 該当なし	0	0	0.2	0
技術者評価	資格・実績等 ※1	資格要件(技術者資格等)	0 該当無し	4	0	0.2	0
		資格要件(技術者の継続的学習状況)	0 各団体推奨単位以下の1/2未滿取得	4	0	0.2	0
		専門技術力(過去10年間の同種業務の実績)	0 実績無し	4	0	0.2	0
		専門技術力(過去5年間に担当した同種業務の成績(最高点))	0 過去5年間の同種業務の成績が80点未満または実績なし	4	0	0.2	0
		専門技術力(過去5年間に担当した業務の表彰の実績)	0 表彰実績なし	4	0	0.2	0
		情報収集力(過去5年間の当該業務箇所周辺での業務実績)	0 実績無し	4	0	0.2	0
	専任性 ※2	手持ち業務数	0 手持ち業務の件数が当該業務を含めて5件以上	4	0	0.2	0
実施方針		実施方針	発注者で評価を行います	25	100	0.25	0
技術提案		技術提案	発注者で評価を行います。(得点は小数点第3位で四捨五入)	50	100	0.5	0
合 計				127			0

※1 管理補助技術者を配置する場合、「資格・実績等」は管理補助技術者が評価対象

※2 管理補助技術者を配置する場合、「専任制」は、補助対象者が評価対象

○実績とする表彰の業種

○同種業務の条件

※同種業務とは、国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、市町村及び特殊法人等の発注した建設関連業務を対象とする。当該業務の開札日の属する年度の、直前10ヶ年度及び当該業務入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した業務を対象とする。(宮城県建設関連業務総合評価落札方式の手引き参照)

○求める技術者資格の分野

技術士等の国家資格に対する分野または資格名＝
RCCM等の民間資格に対する分野または資格名＝

(様式一2)

実施方針

業 務 番 号										
業 務 名										
会 社 名										
課 題 1	業務の目的・設計条件									
具体的な内容										
課 題 2	業務工程表									
具体的な内容										
別紙工程表による										
課 題 3	業務の手法									
具体的な内容										
課 題 4	その他									
具体的な内容										
評 価 の 視 点					評 価	視点	点数			
1	2(工程表)	3	4			1	記載無し			
記載無し ●	記載無し ●	記載無し ●				2	記載無し			
優 ○	優 ○	優 ○				3	記載無し			
良 ○	良 ○	良 ○	良 ○			4	0			
可 ○	可 ○	可 ○	可 ●							
不適切 ○	不適切 ○	不適切 ○	不適切 ○			結果	失格			

※内容が多岐に渡りこの様式内で記載することができない場合は実施方針(別紙)に記載できるものとする。

(様式－2a)

実施方針(別紙)	
業 務 番 号	
業 務 名	
会 社 名	
課 題	業務の目的・設計条件
具体的な内容	

(様式-2b)

工程表 (建設関連)

業務番号	
業務名称	
業者名	

< 1年目 >

年	平成30年度
---	--------

	項目	単位	数量	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
				10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
1				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
10				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
11				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
12				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
13				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
14				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
15				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
16				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
17				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
18				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
19				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
20				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

(様式一2c)

工程表 (建設関連)

業務番号	
業務名称	
業者名	

工程表内容	
-------	--

(様式-3a)

技術提案				
業 務 番 号				
業 務 名				
会 社 名				
課 題 1				
具体的な内容				
課題に対する評価（書類、ヒアリング、各0～5点で評価願います。ヒアリングがない場合は書類評価を2倍で計算されます。）				
視点	評価項目	書類	ヒアリング	合計
的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い			0
	必要なキーワードが網羅されている			0
	事業の重要度を考慮した提案となっている			0
	事業の難易度に相応しい提案となっている			0
実現性	提案内容に説得力がある場合			0
	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている			0
	利用しようとする技術基準、資料が適切			0
	提案内容によって想定される事業費が適切			0
独創性	新工法採用の提案がある			0
	他応募者と異なった視点での提案がある			0
記載内容が不適切		☐		
合計		0	0	0

資格・実績、社会的責任、地域貢献の状況

業務名：

会社名：

資格・実績等	同種業務の実績 過去10年間の	同種業務の条件		※同種業務とは、国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、市町村及び特殊法人等の発注した建設関連業務を対象とする。当該業務の開札日の属する年度の、直前10ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務を対象とする。(宮城県建設関連業務総合評価落札方式の手引き参照)					
		業務名称	無						
		発注機関							
		業務場所							
		契約金額(消費税含む)		円					
		履行期間		自: ~ 至:					
		業務概要							
	過去5年間の業務成績		点(同業種の平均点)						
	過去5年間の表彰実績	実績の有無	1	実績とする表彰の業種				表彰年度	年
				無	表彰機関			表彰年度	年
2			表彰対象業務名				表彰年度	年	
			無	表彰機関			表彰年度	年	
企業評価	業務の品質 所、過去5年間の 周辺での受注実績	ISO9001認証の取得状況		無					
		業務名称	無						
		発注機関							
		業務場所							
		契約金額(消費税含む)		円					
		履行期間		自: ~ 至:					
	業務概要								
	社会的責任	過去2年間の会社としてのボランティア活動の実績							
		地域貢献(防災協定締結の有無)							
		地域貢献(災害時における地域貢献の実績)							
ISO14001認証等の取得状況		無							
みちのくEMS取得状況		無							
障害者雇用		無		※障害者雇用人数		0人			
女性のチカラを活かす企業		無							
地理的条件		本社・本店の所在地							
施業体制実	再委託状況	管外		業務箇所を所管する土木事務所管内の所在年数		年			
		再委託予定業務		金額(消費税含む)					
				円					
技術者評価	技術者資格等	求める技術者資格の分野							
		種類	分野	番号	取得年月日				
	技術者の継続的学習状況		団体名						
			単位数	団体推奨単位数					
	過去10年間の同種業務の実績	業務名称	無						
		発注機関							
		業務場所							
		契約金額(消費税含む)		円					
		履行期間		自: ~ 至:					
		業務概要							
	過去5年間に担当した業務の成績		点(同種業務の最高点)						
	過去5年間の表彰実績	実績の有無	1	実績とする表彰の業種				表彰年度	年
				無	表彰機関			表彰年度	年
2			表彰対象業務名				表彰年度	年	
			無	表彰機関			表彰年度	年	
所、過去5年間の 周辺での担当 当該実績	業務名称	無							
	発注機関								
	業務場所								
	契約金額(消費税含む)		円						
	履行期間		自: ~ 至:						
	業務概要								
専任性 管理技術者としての手持ち業務数		件							

※障害者雇用人数の欄は法定雇用義務が無い場合入力する。

参考資料 土木事務所および管内市町村一覧



	土木事務所	管内市町村一覧
1	大河原土木事務所	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
2	仙台土木事務所	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村
3	北部土木事務所	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
4	北部土木事務所 栗原地域事務所	栗原市
5	東部土木事務所	石巻市, 東松島市, 女川町
6	東部土木事務所 登米地域事務所	登米市
7	気仙沼土木事務所	気仙沼市, 南三陸町

3-3 評価項目の錯誤及び虚偽の判断基準の例

		評価項目	錯誤			虚偽	
			点数変更なし	最低点再評価	企業実績どおりの評価	無効	
企業評価	資格実績等	過去10年度の同種業務の実績、過去5年間の業務成績評定（同業種の平均点）、過去5年度の業務表彰の実績	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合、評価対象外の実績		説明できない架空の申告をした場合	
	業務の品質	ISO9001認証の取得	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合			
		過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合、評価対象外の実績			
	社会的責任	過去2年度の会社としてのボランティア活動の実績、県との防災協定締結の有無、過去2年度の県内での災害時における地域貢献の実績		評価対象以外の実績		対象外	
		ISO14001又は、みちのくEMS認証の取得	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合		説明できない架空の申告をした場合	
		障害者雇用状況	雇用状況より少ない申告	雇用状況より多い申告で転記ミス等説明できる場合			
	「女性のチカラを活かす企業」の認証の取得	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合				
	地理的条件	地理的条件	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合			
技術者評価	資格実績等	技術者資格等、技術者の継続的学習状況	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合、評価対象外の資格			
		過去10年度の同種業務の実績、過去5年度に担当した同種業務の成績、過去5年度に担当した同業種の業務の表彰実績					
		過去5年度の当該業務箇所、周辺での業務実績					
	専任性	手持ち業務数	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合			
実施方針	業務理解度	業務の目的・設計条件	発注者が設定した評価課題のうち1項目でも全く記載が無い又は全て不適切の場合（業務に対する提案の「その他」は未記入でも可）は無効とする。 ヒアリングについては開札後、ヒアリングの指定日時に配置技術者が出席出来ない場合無効とする。 ※不適切評価とは、無意味な文字、文章や、業務とは無関係な文書を記載したものである。				
	実施手順	業務工程表					
	業務に対する提案	業務の手法					
		その他					
技術提案	各課題等に対する提案	各課題の整合性 的確性 実現性 独創性					
減点項目	業務実施体制	下位配点区分での申告	上位申請で転記ミス等説明できる場合				
	事故及び不誠実な行為	過去1年以前の不誠実な行為の申告	認識違い、転記ミス等説明ができる場合	公告日翌日以降落札者の決定までに該当行為があった場合は、発注者が減点措置を講じる。	故意に入札公告日以前の該当行為が申告しない場合		

配布ファイルを意図的に改変したり、総合評価支援システムの誤動作等を悪用して評価に反映させた場合は無効としうえ、県工事請負業者等審査会において審議の上処分を決定するものとする。

3-4 価格以外の評価項目における評価基準

1. 企業評価

1) 資格・実績等

①専門技術力（過去10年度の同種業務の実績）

評価基準	評価	配点
過去10年度に同種業務の実績がある	良	10
実績なし	—	0

- 同種業務とは、（様式）「価格以外の評価項目及び評価基準」で示す「同種業務の条件」に記載した内容を含む業務とし、元請として業務を行った実績を対象とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、市町村及び特殊法人等の発注した建設関連業務を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該業務の開札日の属する年度の、直前10ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完了し、引き渡し完了した業務を対象とする。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同種業務の実績とする。
- 同種業務の実績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。

②専門技術力（過去暦年5年間の業務成績評定（同業種の平均点））

評価基準	評価	配点
過去暦年5年間の同業種の成績が86点以上	優	10
過去暦年5年間の同業種の成績が84点以上86点未満	良	7.5
過去暦年5年間の同業種の成績が82点以上84点未満	良	5
過去暦年5年間の同業種の成績が80点以上82点未満	標準	2.5
過去暦年5年間の同業種の成績が80点未満または実績なし	—	0

- 宮城県発注の同業種における直前暦年5年間の業務の平均点で評価する。
- 業種とは、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の5つを指し、同業種とは当該業務の入札公告に記載の参加資格の承認を受けている業種と同一の業種を指す。
- なお、当該業務が複数業種の場合は、いずれかの業務が同一であれば同業種と見なす。
- 実績が無い場合は加点しない。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同業種の実績とする。
- 同業種の成績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。

③専門技術力（過去5年度の業務表彰の実績）

評価基準	評価	配点
表彰実績あり（2回以上）	優	10
表彰実績あり（1回）	良	5
表彰実績なし	—	0

- 対象となる表彰制度：宮城県農政部・水産林政部・土木部及び企業局優良建設関連業務表彰、東北地方整備局優良業務表彰（局長）、東北農政局農業農村整備事業等優良工事等の請負業者等の表彰に限る。（ただし、組織改編や表彰名称の変更が伴うものも認める。）
- 当該業務の開札日の属する年度の直前5ヶ年度、及び当該業務入札公告日までの上記の表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった業務の完成年度ではない。）
- 表彰決定通知日をもって受賞実績とする。ただし、落札決定前に当該表彰が取り消された場合には、受賞実績とはしない。
- 当該業務と同業種（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の5業種とする。）での受賞実績を対象とする。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同業種の表彰を対象とする。
- 表彰実績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。
- 同一の表彰状において、複数の表彰を受けた場合は、複数の実績とする。

2) 業務の品質

①品質管理

評 価 基 準	評価	配点
ISO9001 認証取得済	良	10
認証未取得	—	0

- 入札参加登録承認結果とする。ただし、入札参加登録時以降に認証取得した場合、入札公告日における認証取得状況で評価することができる。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の取得実績とする。

②情報収集力（過去5年度の当該業務箇所周辺での業務実績）

評 価 基 準	評価	配点
過去5年度に当該土木事務所管内における業務実績あり	優	10
過去5年度に宮城県内での業務実績あり	良	5
過去5年度の実績なし	—	0

- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、市町村及び特殊法人等の発注した建設関連業務を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該業務の開札日の属する年度の、直前5ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完了し、引き渡し完了した業務を対象とする。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の7事務所の管内とする。
- 土木事務所管内における業務実績は、発注機関の所在地ではなく業務対象の場所とする。なお、複数の管内に業務範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内での実績があれば実績として認める。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の業務実績とする。
- 業務実績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。
- 業種は問わない。

3) 社会的責任

①地域貢献（ボランティア活動の実績）

評 価 基 準	評価	配点
過去2年度に2種類以上のボランティア活動の実績あり	優	10
過去2年度に1種類以上のボランティア活動の実績あり	良	5
実績なし	—	0

- 当該業務の開札日の属する年度の直前2ヶ年度及び当該業務入札公告日までに、宮城県内での実績を対象とする。
- 2種類以上とは、主催団体の異なる活動とする。
- 例）町内会清掃活動＋協会の清掃活動＝2種類、町内会清掃活動×2回＝1種類
- 個人参加であっても、会社として要請した上で参加していれば評価する。
- 公的機関からの感謝状、証明書、報告書や第三者の評価（新聞・テレビ報道等）で確認。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の実績とする。
- 寄付金、募金、物資等の金品の提供のみについては対象としない。
- 活動内容に関する判断基準や実績としての考え方については、「評価対象の例示」を参照すること。

評価対象の例示（ボランティア活動）

	活動内容	提出資料	実績としての考え方
①	・みやぎスマイルサポータープログラムによる活動 ※当該業務公告日において、スマイルサポーターとして認定が継続していること。	・スマイルサポータープログラムに関する覚書 ・スマイルサポーター構成員名簿 ・スマイルサポータープログラム実施報告書	・当該業務の開札日の属する年度の直前2ヵ年度のうち、1年度以上の活動があれば実績1回と数える。（2ヵ年度継続していても実績1回とする。開札日の属する年度から開始し実施中のものは実績とはしない。）
②	・企業又は企業の参加する団体が宮城県又は宮城県内の市町村と覚書、協定等を交わし、1年間を通じ一定区間の清掃、除草、緑化作業、除雪作業等を定期的に行う活動 ex. まち美化サポーター（仙台市）	・活動に関する覚書、協定又は活動要領等 ・活動の実施報告書等 ・団体としての活動の場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを証明する資料（主催者の参加証明、参加者名簿等）	・当該業務の開札日の属する年度の直前2ヶ年度のうち、1年度以上の活動があれば実績1回と数える。（2ヶ年度継続していても実績1回とする。開札日の属する年度から開始し実施中のものは実績とはしない。）
③	・企業又は企業の参加する団体が、事前に宮城県又は宮城県内の市町村に活動を実施する旨を報告し、了承を得て行った清掃、除草、緑化作業、除雪作業等の活動 ex. 広瀬川クリーンキャンペーン、石巻港湾春季秋季一斉清掃、各種ボランティア協会による活動	・活動に関する覚書、協定又は活動要領等 ・宮城県又は宮城県内の市町村の証明書、感謝状、御礼状又は新聞記事若しくは活動状況写真等 ・団体としての活動の場合は、入札参加者が当該活動に参加したことを証明する資料（主催者の参加証明、参加者名簿等）	・当該業務の開札日の属する年度の直前2ヶ年度及び当該業務入札公告日までに活動があれば1回と数える。（同様の活動をこの期間中複数回行っても1回とする。）
④	・事業所ぐるみでの交通安全運動 ※交通安全運動は地域貢献としての活動であり、無事故・無違反等による宮城県安全運転管理者協会等からの表彰等は対象としない	・活動に関する覚書、協定又は活動要領等 ・区長、町内会長、学校長等の証明書、感謝状、御礼状又は新聞記事若しくは活動状況写真等 ※宮城県安全運転管理者協会、〇〇地区安全運転管理者会、〇〇地区交通安全協会等からの証明書、感謝状、表彰状は対象としない	・当該業務の開札日の属する年度の直前2ヶ年度及び当該業務入札公告日までに活動があれば1回と数える。（同様の活動をこの期間中複数回行っても1回とする。）
⑤	・事業所ぐるみでの献血運動	・（覚書を締結している場合）献血推進活動に関する覚書及び献血推進活動証明書 ・（覚書のない場合）事業所ぐるみでの献血運動（団体献血）に対する日本赤十字社（宮城県赤十字血液センター）の証明書	・当該業務の開札日の属する年度の直前2ヶ年度及び当該業務入札公告日までに活動があれば1回と数える。（同様の活動をこの期間中複数回行っても1回とする。）
⑥	・土砂災害防止月間における施設点検パトロールへの協力	・砂防ボランティア協会から企業への職員派遣要請書 ・業務を実施した土木事務所名及び市町村名に関する資料	・当該業務の開札日の属する年度の直前2ヶ年度及び当該業務入札公告日までに活動があれば1回と数える。（同様の活動をこの期間中複数回行っても1回とする。）
⑦	・子ども110番パトロール事業	・社団法人宮城県防犯協会連合会又は〇〇地区防犯協会連合会の証明書又は新聞記事若しくは状況写真等	・当該業務の開札日の属する年度の直前2ヶ年度のうち、1年度以上の活動があれば実績1回と数える。（2ヶ年度継続していても実績1回とする。開札日の属する年度から開始し実施中のものは実績とはしない。）
⑧	・青色回転灯パトロール隊	・社団法人宮城県防犯協会連合会又は〇〇地区防犯協会連合会の証明書又は新聞記事若しくは状況写真等	・当該業務の開札日の属する年度の直前2ヶ年度のうち、1年度以上の活動があれば実績1回と数える。（2ヶ年度継続していても実績1回とする。開札日の属する年度から開始し実施中のものは実績とはしない。）
⑨	・県内の中学生、高校生等の職場体験学習の受け入れ	・実施要領等 ・学校長の証明書、感謝状、御礼状又は新聞記事若しくは活動状況写真等 ・インターシップを受け入れた場合は、実績を確認できる資料の写し	・当該業務の開札日の属する年度の、直前2ヶ年度及び当該業務入札公告日までの実績1回と数える。（同様の活動をこの期間中複数回行っても1回とする。）
⑩	・宮城県または宮城県内の市町村、地区や町内会が主催で行ったイベント等の活動協力 ※寄付金、募金、物資等の金品の提供のみは対象としない	・実施要領等 ・宮城県、宮城県内の市町村、区長又は町内会長の証明書、感謝状、御礼状又は新聞記事若しくは活動状況写真等	・当該業務の開札日の属する年度の、直前2ヶ年度及び当該業務入札公告日までの実績1回と数える。（同様の活動をこの期間中複数回行っても1回とする。）
⑪	・宮城県内の消防団協力事務所としての消防団への活動協力 ※物資等の提供のみは対象としない	・消防団協力事務所であることを証明する資料 ・事業所として消防団への協力内容及び実績内容が確認できる資料（市町村からの報告書、感謝状など） ・就業時間中の従業員の消防活動の実績を確認できる資料（市町村からの報告書など）	・当該業務の開札日の属する年度の、直前2ヶ年度及び当該業務入札公告日までの実績1回と数える。（同様の活動をこの期間中複数回行っても1回とする。）

・活動に関する覚書、協定又は活動要領等に基づかない活動は、これらの資料は提出不要であるが、活動を証明できる実績資料を適切に提出すること。

②地域貢献（防災協定締結の有無）

評 価 基 準	評価	配点
県との防災協定の締結あり	優	10
県との防災協定の締結なし	—	0

- 入札公告日における県との防災協定締結の有無について評価する。
- 当該業務に設計共同体として入札参加する場合は、代表者の実績とする。
- 入札参加者の所属する団体が防災協定を締結している場合には当該団体に加入していることを証する書類を提出する。

③地域貢献（災害時における地域貢献の実績）

評 価 基 準	評価	配点
過去2年度に宮城県内での実績あり	優	10
実績なし	—	0

- 災害等発生時における県管理公共施設の巡回パトロール、応急対策、救援活動等の地域貢献の実績を対象とする。
- 当該業務の開札日の属する年度の直前2ヵ年度及び当該業務入札公告日までにおける、宮城県内での実績を対象とする。
- 契約に基づく対価の支払いを受けたもの又は受ける予定のものは対象としない。（ただし、協定等に基づくものは有償も対象とし、関連した緊急随意契約案件も含むものとする。）
- 義援金、募金、援助物資等の金品の提供のみについては対象としない。
- 当該業務に設計共同体として入札参加する場合は、代表者の実績とする。
- 実績資料（落札候補者のみ提出）は災害時地域貢献に対しての県の証明書（公印又は担当職員2名の記名押印）とする。

④環境対策

評 価 基 準	評価	配点
ISO14001 又は、みちのく EMS 認証取得済	良	10
認証未取得	—	0

- 入札参加登録承認結果とする。ただし、入札参加登録時以降に認証取得した場合、入札公告日における認証取得状況で評価することができる。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の取得状況とする。

⑤労働福祉

評 価 基 準	評価	配点
障害者雇用を義務づけられている企業：法定雇用義務達成 障害者雇用の義務のない企業：雇用障害者数1人以上	優	10
障害者雇用を義務づけられている企業：法定雇用義務未達成 障害者雇用の義務のない企業：雇用障害者数0人以上	—	0

- 入札参加登録承認結果とする。ただし、入札参加登録時以降に変更があった場合、入札公告日における評価とし、下記のとおりとすることができる。
 - ・ 法定雇用義務がある企業の場合
直近で申請した障害者雇用状況報告書で評価することができる。
 - ・ 法定雇用義務がない企業の場合
障害を証明するものの写し及び常勤性を確認できるものの写しにより評価することができる。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の状況とする。

⑥働き方改革

評 価 基 準	評価	配点
「女性のチカラを活かす企業」の認証取得済	良	10
認証未取得	—	0

- 入札参加登録承認結果とする。ただし、入札参加登録時以降に認証取得した場合、入札公告日における認証取得状況で評価することができる。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の取得状況とする。

4) 地理的条件

評 価 基 準	評価	配点
業務箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年以上所在	優	10
業務箇所を所管する土木事務所管内に本社・本店が10年未満所在または所在なし	—	0

- 当該業務入札公告日において、当該業務箇所を所管する土木事務所管内に、建設関連業務入札参加登録に届け出のある本社・本店が10年以上所在している企業を対象とする。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の7事務所の管内とする。
- なお、複数の管内に業務範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内に本社・本店が所在していれば認める。
- 設計共同企業体として入札参加する場合は、代表者の所在地とする。

5) 業務実施体制

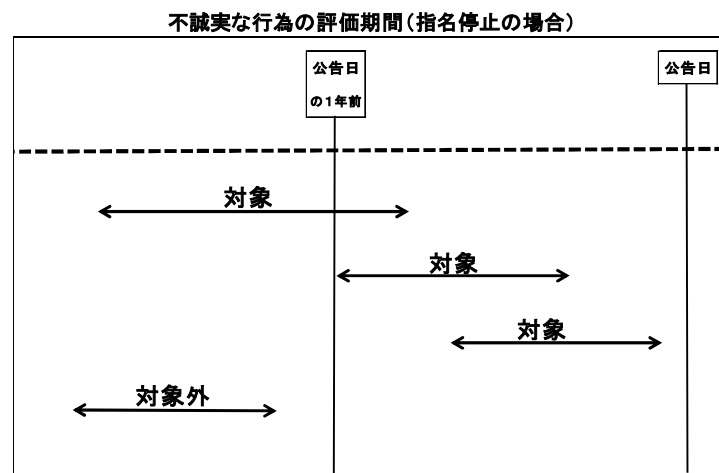
評 価 基 準	評価	配点
主たる部分が再委託予定になっている	失格	失格
契約額の1/3以上が再委託予定となっている	減点	-30

6) 事故及び不誠実な行為（減点項目）

評 価 基 準	評価	配点
指名停止または文書警告	減点	-30

- 入札参加者は入札公告日を含む直前1年間において、指名停止または文書警告がある場合に自己申告する。（別図、参照）
- 文書警告とは以下のとおり。
 - ①宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領第11条による書面での警告措置がなされた場合
 - ②事故により事故報告書出した案件で、口頭注意となった場合

別 図



注) 矢印は指名停止期間を示している

2. 技術者評価

ここでの評価は配置管理技術者の管理技術者又は管理補助技術者としての実績です。

1) 資格・実績等

① 資格要件（技術者資格等）

評価基準	評価	配点
技術士等の国家資格又は博士号を有する	優	20
RCCM（関係部門）等の民間資格を有する	良	10
該当なし	—	0

- 発注者が（様式）「価格以外の評価項目及び評価基準」で示す「求める技術者資格の分野」に記載した資格とする。
- 資格を指定された場合は指定された資格の有無とする。
- 発注者が分野を指示しない場合は当該業務と同部門（入札参加資格と同じ部門）の資格とする。
- 若手技術者（入札公告日時時点で満 45 歳以下）又は女性技術者を管理技術者として配置し、かつ、管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者の実績で評価する。

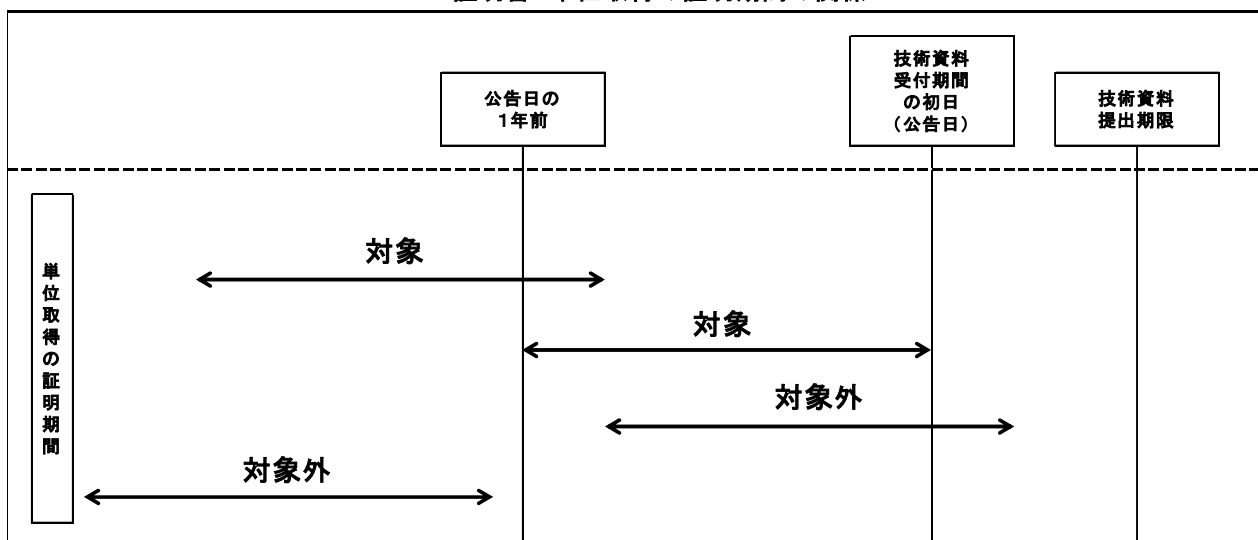
② 資格要件（技術者の継続的学習状況）

評価基準	評価	配点
各団体推奨単位以上取得	優	20
各団体推奨単位未満、1/2 以上取得	良	10
各団体推奨単位以下の 1/2 未満取得	—	0

- 各団体の証明書により確認。
- CPD の単位取得の証明期間の末日は、入札公告に記載の総合評価技術資料提出受付期間の初日から過去 1 年以内とする。（別図、参照）
- 企業独自の制度又は推奨単位を定めていない制度は評価対象としない。
- 評価の対象とする推奨単位とは制度を定めている各団体が示す値とする。
- なお、各団体が推奨単位の区分を複数定めている場合は、上位区分（例、優良ユニットと標準ユニットの区分がある場合は、優良ユニットを採用）を推奨単位とする。
- 若手技術者（入札公告日時時点で満 45 歳以下）又は女性技術者を管理技術者として配置し、かつ、管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者の実績で評価する。

別 図

CPD証明書 単位取得の証明期間の関係



注) 矢印は単位取得期間を示している

③専門技術力（過去 10 年度の同種業務の実績）

評 価 基 準	評価	配点
過去 10 年度に同種業務の実績あり	優	20
実績なし	—	0

- 同種業務とは、（様式）「価格以外の評価項目及び評価基準」で示す「同種業務の条件」に記載した内容を含む業務とし、元請として業務を行った実績を対象とする。
- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、市町村及び特殊法人等の発注した建設関連業務を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該業務の開札日の属する年度の、直前 10 ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完了し、引き渡し完了した業務を対象とする。
- 同種業務は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。
- 若手技術者（入札公告日時時点で満 45 歳以下）又は女性技術者を管理技術者として配置し、かつ、管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者の実績で評価する。

④専門技術力（過去 5 年度に担当した同種業務の成績）

評 価 基 準	評価	配点
過去 5 年度の同種業務の成績が 86 点以上	優	20
過去 5 年度の同種業務の成績が 84 点以上 86 点未満	良	15
過去 5 年度の同種業務の成績が 82 点以上 84 点未満	良	10
過去 5 年度の同種業務の成績が 80 点以上 82 点未満	標準	5
過去 5 年度の同種業務の成績が 80 点未満または実績なし	—	0

- （様式）「価格以外の評価項目及び評価基準」で示す「同種業務の条件」のうち、面積や寸法などの数量を除外した内容と、過去 5 年度に担当した業務について業務概要から数量を除外した業務内容とを比較して、合致する業務を同種業務の成績とみなす。
- 宮城県発注の同種業務における直前 5 ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完了し、引き渡し完了した業務の技術者評定の最高得点で評価する。
- 実績が無い場合は加点しない。
- 同種業務の成績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。
- 若手技術者（入札公告日時時点で満 45 歳以下）又は女性技術者を管理技術者として配置し、かつ、管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者の実績で評価する。

⑤専門技術力（過去 5 年度に担当した業務の表彰の実績）

評 価 基 準	評価	配点
表彰実績あり（2 回以上）	優	20
表彰実績あり（1 回）	良	10
表彰実績なし	—	0

- 対象となる表彰制度：宮城県農政部・水産林政部・土木部及び企業局優良建設関連業務表彰、宮城県農政部・水産林政部・土木部及び企業局建設関連業務優秀技術者表彰（ただし、組織改編や表彰名称の変更が伴うものも認める。）
- 上記の表彰制度で同一業務で重複受賞した場合は、複数回の実績としてではなく、1 回の実績と見なす。
- 当該業務の開札日の属する年度の直前 5 ヶ年度、及び当該業務入札公告日までの上記の表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった業務の完成年度ではない。）
- 表彰決定通知日をもって受賞実績とする。ただし、落札決定前に当該表彰が取り消された場合には、受賞実績とはしない。
- 当該業務と同業種（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建築設計の 5 業種とする。）での受賞実績を対象とする。
- 設計共同体として入札参加する場合は、代表者の同業種の表彰を対象とする。
- 表彰実績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。
- 若手技術者（入札公告日時時点で満 45 歳以下）又は女性技術者を管理技術者として配置し、かつ、管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者の実績で評価する。
- 同一の表彰状において、複数の表彰を受けた場合は、複数の実績とする。

⑥情報収集力（過去 5 年度の当該業務箇所周辺での業務実績）

評 価 基 準	評価	配点
過去 5 年度に当該土木事務所管内における業務実績あり	優	20
過去 5 年度に宮城県内での業務実績あり	良	10
過去 5 年度の実績なし	—	0

- 国、都道府県又は政令指定都市、宮城県道路公社、宮城県住宅供給公社、宮城県土地開発公社、市町村及び特殊法人等の発注した建設関連業務を対象とする。
- 特殊法人等とは「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する施行令」第一条に規定する特殊法人等の範囲とする。
- 当該業務の開札日の属する年度の、直前 5 ヶ年度及び当該業務入札公告日までに完成し、引き渡し完了した業務を対象とする。
- 土木事務所管内とは、大河原、仙台、北部、栗原、東部、登米、気仙沼の 7 事務所の管内とする。
- 土木事務所管内における業務実績は、発注機関の所在地ではなく業務対象の場所とする。なお、複数の管内に業務範囲がおよぶ場合は、いずれかの管内での実績があれば実績として認める。
- 実績業務の契約書写しを確認する。
- 業務実績は、設計共同体としての代表者及び構成員としての実績も対象とする。
- 業種は問わない。
- 若手技術者（入札公告日時点で満 45 歳以下）又は女性技術者を管理技術者として配置し、かつ、管理補助技術者を配置する場合は、管理補助技術者の実績で評価する。

2) 専任性

⑦専任性（管理技術者としての手持ち業務数）

※管理補助技術者を配置する場合も、管理技術者（若手技術者又は女性技術者）の手持ち業務数が評価対象となる。

評 価 基 準	評価	配点
手持ち業務の件数が当該業務を含めて 3 件未満	優	20
手持ち業務の件数が当該業務を含めて 3～4 件	良	10
手持ち業務の件数が当該業務を含めて 5 件以上	—	0

- 開札日における当該業務を含めた手持ち業務の件数を自己申告で申請する。
- 手持ち業務は公共事業を対象とし、民間業務は含まない。
- 入札公告においては、当該業務を含め 5 件（建設コンサルタント業務・地質調査業務のいずれかを含む業務の場合は 10 件）以下（契約金額が少額（100 万円以下）及び随意契約により契約した業務を除く）としているが、当該評価は、当該業務を含め契約金額が少額（100 万円以下）及び随意契約により契約した業務件数を含み評価する。
- 管理技術者としての手持ち業務数は、管理補助技術者としての担当業務を含むものとする。
- 当該業務の開札日の前日までに落札決定された他の業務は手持ち業務数に含め、開札日以降に落札決定される他の業務は手持ち業務数に含めないものとする。
- 当該業務入札公告日において、手持ち業務の中に一時中止期間中の業務がある場合は、当該評価の手持ち業務数には含まない。

3. 実施方針

業務の理解度や実施手順、業務に対する提案を書面により評価を行うもの。
一つ以上に記入が無い場合は無効とする。ただし課題4は対象としない。

1) 業務理解度

①課題1 業務の目的・設計条件

【記入内容】

この業務における最終目的としてどのような成果を目指すか、どのような地理、地形、気象条件等が存在し、業務にどのような影響を及ぼすか、その対策を記入する。

【判断基準】

業務の目的を十分に理解し、どのような地理、地形、気象条件等が存在し、業務にどう関係するか理解しているか

評 価 基 準	評価	配点
記載内容が不適切	不適切	-20
仕様書や共通仕様書に記載されている内容程度以下	可	0
仕様書や共通仕様書を理解し適切である	良	20
記載内容が適切であり重要な事項が記載されている	優	40

2) 実施手順

①課題2 業務実施手順

【記入内容】

工程表及び工程表の内容について簡潔な説明を記入する。

工程表の各工程に要する日数は参考値とし、実施手順を評価の対象とする。

【判断基準】

業務のクリティカルを把握し手戻りの無い効率的な工程となっているか。

業務実施手順の妥当性が高い場合に優位に評価する。

評 価 基 準	評価	配点
記載内容が不適切	不適切	-10
何ら検討の余地が見られない単純な工種の羅列である	可	0
記載内容が適切であり効率的な工程となっている	良	10
記載内容が適切であり、工夫のある効率的な工程となっている	優	20

3) 業務に対する提案

①課題3 業務の手法

【記入内容】

本業務の品質確保・向上を目的とした照査や技術提案等における具体の手法・工夫について記載する。

【判断基準】

業務成果品の品質確保・向上を目的とした照査や技術提案等における具体の手法・工夫等が優れている場合に優位に評価する。

評 価 基 準	評価	配点
記載内容が不適切	不適切	-10
仕様書や共通仕様書に記載されている内容程度以下	可	0
記載内容が適切である	良	10
記載内容が適切であり、創意工夫が見られる	優	20

②課題4 その他

【記入内容】

業務をより効率的に行うにあたり提案又は指摘事項があれば記入する。

【判断基準】

有益な代替案，重要事項の指摘がある場合に評価する。

記入しなくても，無効とはならない。

評価基準	評価	配点
記載内容が不適切	不適切	-10
有益な代替案，重要事項の指摘は特にない	可	0
有益な代替案，重要事項の指摘があった	良	20

4. 技術提案

各項目について，書面により事前評価を行い，必要に応じ，ヒアリングによりその回答や提案を管理技術者本人が十分理解しているか確認の上，各視点で評価するもの。標準型において適用する。

1) 全体

①全体

【着目点】

各課題の整合性を判断する。

【判断基準】

複数の課題間の整合性が高い場合は優位に評価し，矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。

評価基準	評価	配点
課題間に矛盾が生じている	可	0
課題間に矛盾がない	良	40
課題間に矛盾がなく，整合性が高い	優	50

- 課題が1つしかない場合又は，整合性の必要ない課題の場合は「良」評価

2) 各課題（1つ～3つの課題を設定し，各視点で評価）

①的確性

【着目点】

各課題に対する回答が的確であるか評価する。

【判断基準】

下記項目に該当するか否かを判断し合計点で評価する。

評価基準	配点
地形，環境，地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する	10
必要なキーワード(着眼点，問題点，解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する	10
事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する	10
事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する	10

②実現性

【着目点】

各評価課題に対する回答が実現可能か評価する。

【判断基準】

下記項目に該当するか否かを判断し合計点で評価する。

評 価 基 準	配 点
提案内容に説得力がある場合に優位に評価する	10
提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	10
利用しようとする技術基準，資料が適切な場合に優位に評価する	10
提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する	10

③独創性

【着目点】

各評価課題に対する回答に独創性があるか評価する。

【判断基準】

下記項目に該当するか否かを判断し合計点で評価する。

評 価 基 準	配 点
新工法採用の提案がある場合に優位に評価する	10
他入札者と異なった視点での提案がある場合に優位に評価する	10

価格以外の評価項目における提出確認チェックシート

評価内容		確認方法(注1)		確認結果	
評価の視点	評価項目	提出資料(落札候補者のみ)	確認方法	確認結果	確認内容
企業評価	資格・実績等	過去10年度の同種業務の実績	・完了時業務カルテ(TECRIS)受領の写し ・実績が確認できる契約図書の写し	左記資料の確認	☐ 例)入札参加登録データにより確認できなかったため業者提出資料により確認
		過去5年間の業務成績 評定(同業種の平均点)	・資料不要	注2)発注者にて別途確認 ※入札者の申請と差異があった場合は 入札者に根拠資料を提出させること	☐ 例)発注者側の工事成績表に誤りがあったことから、入札者の申告で評価
		過去5年度の同業種の 表彰実績	・表彰状の写し、東北地方整備局及び東北農政局 発注業務の場合は類似業種の「表彰状の写し」 ・表彰された業種が確認できる契約図書の写し ・JVとしての表彰実績の場合は協定書の写し	左記資料の確認	☐
	業務の 品質	ISO9001認証取得状況	・登録証及び付属書の写し(入札参加登録時以降 に認証取得した場合)	注3)又は左記資料の確認	☐
		過去5年度の当該事務所、 周辺での業務実績	・完了時業務カルテ(TECRIS)受領の写し ・実績が確認できる契約図書の写し	左記資料の確認	☐
	社会的 責任	過去2年度の会社としての ボランティア活動の実績	・企業の社会的責任等(CSR)の実績についての 活動要領及び企業として参加・支援したことが 確認できる報告書、公的機関(施設管理者)の 証明書、感謝状、御礼状など ・活動に関する覚書、協定又は活動要領等に基づ かない活動は、これらの資料は提出不要	左記資料の確認	☐
		防災協定締結の有無	・県との防災協定書の写し。 ・入札参加者が所属している団体が防災協定を 締結している場合は、当該団体に加入している ことを証する書類	左記資料の確認	☐
		過去2年度の県内での 災害時における地域貢 献の実績	・災害時地域貢献についての県の証明書(公印 又は担当職員2名の記名押印) ・協定等に基づく有償の場合は、県の証明書に 代え、県からの要請の写し、当該団体に加入 していることを証する書類、契約書の写し	左記資料の確認	☐
		ISO14001認証又はみち のくEMSの認証取得状 況	・登録証及び付属書の写し(入札参加登録時以降 に認証取得した場合)	注3)又は左記資料の確認	☐
		障害者雇用状況	(入札参加登録時以降に変更があった場合) ・法定雇用義務がある企業は、提出済みの障害者 雇用状況報告書の写し ・法定雇用義務のない企業は、障害を証明するも のの写し及び常勤性を確認できるものの写し	注3)又は左記資料の確認	☐
		「女性のチカラを活かす 企業」の認証取得の有 無	・「女性のチカラを活かす企業」の認証書の写し (入札参加登録時以降に認証取得した場合)	注3)でポジティブ確認証の取得を確認 又は左記資料の確認	☐
	地理的 条件	地理的条件	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る) の写し ・登記事項証明書で証明書できない場合は、公的 に証明できる資料の写し(入札参加登録や変更 届等、10年以上所在していることが確認できる 資料の写し)	左記資料の確認	☐
	業務実 施体制	再委託状況	—	業務委託費内訳書で確認(外注費)	☐

評価内容		確認方法(注1)		確認結果		
評価の視点		評価項目	提出資料(落札候補者のみ)	確認方法	確認結果	確認内容
技術者評価	資格・実績等	技術者資格等	登録証等、証明できるもの	左記資料の確認	☐	
		継続教育(CPD)の取組状況	継続教育の証明書の写し	左記資料の確認	☐	
		過去10年度の同種業務の実績	・完了時業務カルテ(TECRIS)受領の写し ・実績が確認できる契約図書の写し	左記資料の確認	☐	
		過去5年度に担当した同種業務実績	・業務成績考査等結果通知書の写し ・実績が確認できる契約図書の写し	左記資料の確認	☐	
		過去5年度に担当した同業種の表彰の実績	・表彰状の写し ・表彰された業種が確認できる契約図書の写し ・JVとしての表彰実績の場合は協定書の写し	左記資料の確認	☐	
		過去5年度の当該事務所、周辺での業務実績	・完了時業務カルテ(TECRIS)受領の写し ・実績が確認できる契約図書の写し	左記資料の確認	☐	
	専任性	手持ち業務数	—	自己申告とするが入札参加資格票、TECRIS及び落札決定が分かる資料にて可能な限り確認	☐	
実施方針				・指定様式への記載の確認	☐	
技術提案等				・指定様式への記載の確認	☐	
事故及び不誠実な行為の有無				注4)により確認	☐	入札公告日より1年以内の期間に指名停止期間が含まれれば減点対象とする。

(備考)

注1)原則、全ての資料を提出とするが、発注者が不要と判断したものについては提出不要とする。

注2)desknet NEO>工事管理>建設業者管理事務>建設関連業務登録>県損津関連帳票印刷>県工事成績表

注3)建設工事・建設関連業務入札参加登録者データ(契約課イントラ)

注4)指名停止業者情報:みやぎ行政イントラネット>契約課>建設工事入札参加登録業者情報>指名停止情報

文書警告:宮城県共通基盤システム>電子会議室>企業評価(不誠実な行為)データベース

第4章 評価内容の担保

(1) 業務成績への反映

総合評価落札方式は、履行业者の技術力を評価項目としていることから、入札時の評価内容が履行されなかった場合の措置として、業務成績に反映(減点)するものとし、このことを入札公告に明示する。

(2) 業務成績の考査方法

考査は、令和元年7月1日に施行された建設関連業務成績調書の枠組みの中で行う。減点方法は、請負者の責により評価内容が履行されなかった場合、総合評価において提案された内容を設計図書と同等と判断して、各採点項目において採点するもの。

管理技術者の変更があった場合は、新たな管理技術者について再評価を行い、変更前の管理技術者の評価結果を下回る場合については、総括調査員の「取組姿勢」の評価を最低点として評価する。(再評価の基準日は配置技術者に変更となった時点。)ただし、管理技術者本人の妊娠・出産により変更せざるを得なくなった場合は再評価を要しない。(業務成績評定の減点対象としない。)

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の罹患(死亡も含む。)により変更せざるを得なくなった場合も、当分の間、再評価を要しないものとする。(業務成績評定の減点対象としない。)

<参考>建設関連業務成績調書総合評定点

①地質調査、単純調査業務、測量作業、調査業務、計画業務、設計業務

考 査 項 目			業務評定	技術者評定		
				管 理 技術者	担 当 技術者	照 査 技術者
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20	20	5	—
	実施状況の評価	執行計画	5	5	5	—
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	—
		創意工夫	4	4	4	—
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6	6	6	—
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	5	7.5	—
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

②発注者支援業務等

評 価 項 目		工事監督支援業務		積算技術業務	
		用地補償総合技術業務		技術審査支援業務	
		業務評定	技術者評定 管理技術者(注)	業務評定	技術者評定 管理技術者
専門技術力	目的と内容の理解	6	6	6	6
	的確な履行	36	36	24	24
	業務目的の達成度	18	18	30	30
管理技術力	業務実施体制の的確性	12	12	12	12
	打ち合わせの理解度	6	6	6	6
	指揮系統の迅速性、確実性	14	14	14	14
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	8	8	8	8
合 計		100	100	100	100

(注) 用地補償総合技術業務については、主任担当者とする。

第5章 中立かつ公正な審査・評価の確保（学識経験者）

（１）学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

〔参考：地方公共団体における学識経験者の意見聴取〕

地方公共団体において総合評価方式を行おうとするときは、2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。この場合、発注関係事務の量が増えることが考えられるが、以下のような運用面での工夫を行うことが可能である旨が公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）第2の5に定められている。

なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共調達の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

- ①各発注者ごとに、又は各発注者が連携し都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。
- ②既存の審査の場に学識経験を加える。
- ③個別に学識経験者の意見を聴く。

（２）学識経験を有する者の選定

学識経験者は、当該業務を担当する部局とは別の部局の者とし、相応の経験と技術力を有している者を充てるものとする。

ただし、別の部局に該当者が不存在、または不足の場合は同一部局内の発注課とは別の課の職員を選定できる。

１）簡易型、標準型（予定価格5千万円未満）

本庁及び地方事務所

技術主幹（班長）以上の職とし、職位上位の者から各所属長が指定するもの。

２）標準型（予定価格5千万円以上）

学識経験者は、国の機関及び大学の機関の有識者から意見聴取する。

第 6 章 技術提案に関する秘密の保持

技術提案に関する秘密の保持について

民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いよう等、その取り扱いに十分注意すること。

第 7 章 入札及び契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関する苦情処理

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）第 2 の 5 においては、「入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする」とされている。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

（１）第三者機関

平成 13 年 10 月に条例で設置された「公共工事等入札・契約適正化委員会」が対応する。

条例では、同委員会の『苦情調査部会』が調査審議し、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

苦情調査部会の調査審議事項：公共工事及び特定調達の入札及び契約の過程に係る苦情に関すること。

（２）苦情処理手続き

「政府調達に係る苦情の処理手続き要領(WTO 案件)」, 「公共工事等に係る苦情対応要領(非WTO 案件)」が既に定められている。

「公共工事等に係る苦情対応要領(非WTO 案件)」では、対象となる苦情を“予定価格（税込）が 250 万円以上である公共工事等の入札・契約に係るもの”と規定しており、総合評価落札方式における苦情に対応できる。

第8章 評価結果等の公表

(1) 入札結果の公表について

- ① 総合評価落札方式(簡易型・標準型)を行う理由
- ② 入札参加条件設定調書
- ③ 入札調書
- ④ 価格点, 価格以外の評価点, 総合評価点
- ⑤ 競争入札委員会復命書(調査基準価格を下回る入札があった場合)
- ⑥ 落札者とした理由

(2) 総合評価落札方式(簡易型・標準型)による公表資料

公表内容	公表資料
① 総合評価落札方式(簡易型・標準型)を行う理由	総合評価結果一覧表
④ 価格点, 価格以外の評価点, 総合評価点	総合評価結果一覧表
⑥ 落札者とした理由	総合評価結果一覧表

公表用

総合評価結果一覧表（建設関連業務）

標準型

課名又は公所名
業務番号
業務名
予定価格

入札社数：1社

総合評価を適用する理由

--

評価の観点		満点\会社名							
価格以外の 評価	企業評価	資格・実績等	6.0						
		業務の品質	4.0						
		社会的責任	12.0						
		地理的条件	2.0						
		業務実施体制	0.0						
	技術者評価	事故及び不誠実な行為	0.0						
		資格・実績等	24.0						
		専任性	4.0						
	実施方針	実施方針	25.0						
		技術提案	50.0						
価格以外の評価点(A)		127.00							

価格に関する評価	入札価格(円)							
	応利率(%)							
	価格評価点(B)	50						

総合評価	総合評価点(A)+(B)		177.00					
	総合評価点順位							
	落札者							
	理由							

本総合評価落札方式における価格以外の評価点のうち、企業評価、技術者評価、は入札者の申告点を最大点とし、総合評価することとしています。
このため、総合評価点の最上位者より申告内容を証明する裏付け資料の提出を受け、その内容が確認されれば時点以下の者が落札者の総合評価点を上回ることばないため、落札者として決定しています。
以上のことから落札者を除く入札者は、申告内容の確認審査(実施方針)又は「技術提案」を除くをしないため、総合評価点は確定値ではありません。

総合評価支援システムに関するお問合せ先

宮城県建設工事等総合評価支援システム（操作方法等）
ヘルプデスクセンター
電話 050-3820-9928
受付時間 平日9時～17時30分（12時～13時を除く）
FAX 022-295-5005
E-mail : miyagihelp@efftis.jp

入札公告中の工事（設計図書等）に対する質問について

設計図書等に対する質問は、入札公告に記載の質問受付期間内に
電子入札システムにより提出願います。

宮城県総合評価落札方式の手引きに関するお問合せ先

宮城県 出納局 契約課 工事契約班
電話番号 022-211-3336

宮城県 土木部 事業管理課 技術企画班
電話番号 022-211-3187